

死 亡 届 を 出 さ れ る 方 へ

瀬谷区にお住まいの方の死亡に伴い必要な、主な手続についてご案内しています。

お亡くなりになられた方の住所が瀬谷区にない場合は住所地にお問い合わせください。 (2020.03 版)

必要な手続き (対象となる方)	手続・必要書類等	担当窓口
世帯主変更 (世帯主であった方)	<input type="checkbox"/> 住民票の世帯主変更届	2階25番 戸籍課登録担当 ☎367-5645
印鑑登録証の返還	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	
国民健康保険の手続(74歳以下の方) 葬祭費の支給申請 (葬祭を行ってから2年で時効となり、申請ができなくなりますのでご注意ください)	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証等 <input type="checkbox"/> 死亡を証明する書類 <input type="checkbox"/> 葬儀の領収書又は会葬礼状など喪主の確認できるもの <input type="checkbox"/> 喪主の認印(朱肉使用のもの) <input type="checkbox"/> 喪主の預金通帳	2階27番A 保険年金課 保険係 (資格担当) ☎367-5725
国民健康保険の世帯主変更 死亡した世帯主が国民健康保険に未加入でも、世帯に加入者がいる場合は、国民健康保険の世帯主変更が必要です。	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証等 <input type="checkbox"/> 認印	
介護保険の手続	<input type="checkbox"/> 介護保険証等 <input type="checkbox"/> 死亡を証明するもの <input type="checkbox"/> 認印	
後期高齢者医療制度保険証の返却(75歳以上の方) 葬祭費の支給申請 (葬祭を行ってから2年で時効となり、申請ができなくなりますのでご注意ください)	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証等 <input type="checkbox"/> 葬儀の領収書又は会葬礼状など喪主の確認できるもの <input type="checkbox"/> 喪主の認印(朱肉使用のもの) <input type="checkbox"/> 喪主の預金通帳	2階26番 保険年金課 保険係 (給付担当) ☎367-5727
重度障害者医療証の返却 福祉医療証(ひとり親家庭等医療証)の返却 小児医療証の返却	<input type="checkbox"/> 各種医療証 <input type="checkbox"/> 認印	
未支給年金(含、死亡届) 障害基礎年金・遺族基礎年金のみの受給者 (受付できる条件があります)	<input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 認印	
遺族基礎年金 国民年金加入者に生計を維持されていた「子のある妻(夫)」または「子」で、子が18歳未満の年度末までの方(保険料の納付条件があります)	<input type="checkbox"/> 関係者の戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 関係者の住民票の写し <input type="checkbox"/> 請求者の預金通帳など	2階28番 保険年金課 国民年金係 ☎367-5721
国民年金の資格喪失 国民年金1号被保険者(20~60歳)	<input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 認印	
上記以外の未支給年金、遺族厚生年金等 厚生年金の場合→手続は 年金事務所 (横浜西年金事務所 ☎820-6655) ・共済年金の場合→手続は 各共済組合本部		
名義変更、ナンバープレートの返却 ① オートバイ ② 軽自動車 ※別の機関をご案内する場合があります。	※事前にお問い合わせの上、なるべく早めにお越しください。	3階32番 税務課市民税担当 ☎367-5653
市・県民税がかかっている方の納税義務引き継ぎ 納税通知書送付先の手続き (相続人が納税義務を引き継ぎます。年度内で納期がまだ来ていない税金、給与や年金から引かれなかった税金も納付が必要です。)	・相続人代表者指定(変更)届 ・相続人の印鑑 ご不明な点はお問合せください。	3階33番 税務課市民税担当 ☎367-5651

必要な手続き（対象となる方）	手続・必要書類等	担当窓口
土地・家屋関連手続き 納税通知書送付先変更の手続き 未登記の家屋の所有者変更の手続き 相続登記の手続き※（窓口は法務局） 土地・家屋を所有していた方	ご相談の内容によって必要なものが異なりますので、窓口へお越しください。※瀬谷区内の土地建物等の相続登記の手続きは横浜地方法務局旭出張所☎365-1300 へご相談ください。	3階31番 税務課 土地担当・家屋担当 ☎367-5661、5665
市税の納付 未納となっている住民税（市県民税）や固定資産税等がある方	納税義務は、相続人に引き継がれます。お早目にお問合せください。	3階30番 税務課収納担当 ☎367-5675
市税振替口座の変更 （口座振替利用中の方）	引き落としができなくなる前に別口座での振替を申し込んでください。	財政局納税管理課 口座担当 ☎671-3747
児童手当・児童扶養手当関連手続 ①児童手当・児童扶養手当を受けていた方 ②ひとり親家庭になった方（これから受給する方）	※受給者の変更や新規受給の可否について確認が必要となりますので、なるべく早めにお越しください。	4階40番 子ども家庭支援課 児童手当担当 ☎367-5748 児童扶養手当担当 ☎367-5703
障害者（児）関連手続 ① 身体障害者手帳又は療育手帳（愛の手帳）を持っていた方 ② 障害者（児）手当を受けていた方	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳（愛の手帳） <input type="checkbox"/> 療育手帳（愛の手帳）障害福祉サービス受給証 <②を受けられていた方は以下もお持ちください> <input type="checkbox"/> 請求者の預金通帳 <input type="checkbox"/> 認印（朱肉を使うもの）	4階40番 高齢・障害支援課 障害者支援担当 ☎367-5715
精神保健福祉関連手続 精神保健福祉手帳を持っていた方	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 自立支援医療（精神通院）受給者証 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証	
介護保険以外の在宅要援護高齢サービス関連手続 紙おむつの給付、食事サービス、あんしん電話、訪問理美容サービスを受けていた方	<input type="checkbox"/> 訪問理美容利用券 （サービスを受けていた方）	4階40番 高齢・障害支援課 高齢者支援担当 ☎367-5716
敬老特別乗車証の返却	<input type="checkbox"/> 敬老特別乗車証	4階40番 高齢・障害支援課 福祉保健相談係 ☎367-5713
特定医療費（指定難病）医療受給者証の返却	<input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者証	
福祉特別乗車券の返却	<input type="checkbox"/> 福祉特別乗車券	
重度障害者福祉タクシー利用券の返却	<input type="checkbox"/> 重度障害者福祉タクシー利用券	
被爆者手帳の返却 葬祭料の支給申請 （葬祭料は、葬祭後5年以内の申請でないと支給できません）	<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 死亡を証明する書類（死亡診断書や死亡の記載のある住民票など） <input type="checkbox"/> 手当証書（手当受給者の場合） <input type="checkbox"/> 葬儀の領収書又は会葬礼状など喪主の確認できるもの <input type="checkbox"/> 喪主の認印（朱肉使用のもの）	4階44番 福祉保健課 健康づくり係 ☎367-5744
犬の登録変更の手続	飼い主の変更等がある場合は窓口までお越しください。	4階43番 生活衛生課 生活衛生係 ☎367-5752